

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
炬火台・塑像台座及びガス配管等整備事業	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H30. 11. 20	新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同事業体 東京都新宿区西新宿1-25-1	—	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 本件工事で実施する記念作品等を固定・設置するための台座や基礎、炬火台点火用のガス配管等の工事は、本体工事の外構仕上げ材等の下部に整備するものであるため、本体の外構工事に合わせて実施することが必須である。 さらに、本件工事の施工場所は、本体の外構工事の施工範囲と重複しているが、本体の外構工事範囲は、競技場本体工事の資機材の搬入ルートや、部材の加工組立スペース、揚重機の設置場所等にもなっているため、本体の外構工事は、競技場本体の工程も踏まえた綿密な工程計画のもとで、仮囲いの盛替えなども行いながら実施している状況である。加えて外構計画を含む本体工事全体に係る建築確認等の行政手続きについても遅滞なく確実に実施することが必須となっており、本体工事の受注者以外に本件工事を実施することは困難といわざるを得ないため、随意契約を行うものである。	94,348,800	93,960,000	99.58%	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。